

任意継続資格取得にかかる注意事項および添付書類

●任意継続被保険者となるための要件

- ①資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上、健康保険の被保険者期間」があること
②資格喪失日から「20日以内」に申出書等を提出すること（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）

※資格喪失日は退職日の翌日

申出書等が提出期間（資格喪失日から「20日以内」）を経過して提出された場合、保険者が「正当な理由」（例えば、天災地変、交通・通信関係のストライキ等により期間内に提出できなかったとき）があると認めた場合以外は受理いたしません。

●保険料

保険料は全額自己負担（今までの本人分+会社負担分を加算した額）

保険料を決めるもとになる標準報酬月額は、本人の退職時の標準報酬月額か当健康保険組合の被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額で、標準報酬月額に当健康保険組合が定めた保険料率を乗じて算出します。

前納制度

一定期間分を一括して先に納付することができます。

保険料については、一括納付期間に応じて割引が適用されます。

●添付書類

被保険者のみ加入

- ① 任意継続被保険者資格取得申出書
② 住民票（原本 交付から3ヶ月以内のもの）
③ 保険料 1~2ヶ月分（申出書内 保険料納付方法の「●初回保険料」をご確認ください。）

※保険料納付方法にて口座振替を希望した場合

- ④ 預金口座振替依頼書

被保険者および扶養者の加入

- ① 任意継続被保険者資格取得申出書
② 住民票 世帯全員の続柄の省略のないもの（原本 交付から3ヶ月以内のもの）
③ 保険料 1~2ヶ月分（申出書内 保険料納付方法の「●初回保険料」をご確認ください。）

※保険料納付方法にて口座振替を希望した場合

- ④ 預金口座振替依頼書

- ⑤被扶養者（異動）届

- ⑥被扶養者現況届

- ⑦被扶養者の現在の状況により下記添付書類 16歳以上（義務教育修了者）

A 収入がある場合	源泉徴収票（写）／確定申告書一式（写）／直近の年金振込通知書（写）
B 収入がない場合	非課税証明書（原本） ※現在収入はないが、前年に収入がある場合 退職したことがわかる書類（退職証明書（写）、離職票（写）、源泉徴収票（写）※退職日が記載のあるもの等）
C 学生である場合	学生証（写）／在学証明書（原本）

※上記添付書類の提出により必ず被扶養者認定されるわけではありません。

必要に応じて状況をお伺いし、追加で添付書類を依頼することができますのでご了承ください。

※被保険者の収入証明や別居の場合には送金証明等の添付書類が必要になる場合があります。

※同一世帯に被保険者より収入の多い方がいる場合、被扶養者認定できない場合があります。

この場合、収入がわかるものを添付いただき確認いたします。

●資格確認書の交付

マイナ保険証を持っていない方	マイナ保険証を持っている方
従前の記号・番号でマイナ保険証の保有状況の確認を行い、マイナ保険証を持っていない者に「資格確認書」を交付します。	正確な情報の届出を登録後、5営業日以内にマイナ保険証の利用が可能になります。 マイナポータルの資格確認画面で登録状況を確認できます。

※「マイナンバーカードを紛失・更新中の方」「マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方」は別途「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

◆申出書類等一式及び事業所からの資格喪失届が揃い次第、任意継続の処理を行います。